

## 北広島市 2019年第3回定例市議会(9月9日~10月2日) 9月20日 一般質問 鶴谷 聡美

子育て世代マイホーム購入サポート事業、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金、6次産業化に取り組む事業者に対する補助、2018年度に発生した福祉バスの事故に係る賠償金、ポールパークアクセス道路の整備に伴う道路用地及び特別天然記念物追加指定に係る用地取得経費などが追加提案され、6億1,553万円の一般会計補正予算を可決。合計で276億9,248万円となりました。教育委員会教育長の任命などの同意案4件、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、芸術文化ホール冷暖房機中央監視システム機器更新契約など議案22件を可決。市民ネットワークが提案した、「すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書」、「生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書」を含め、5件の意見書案が可決。2018年度各会計歳入歳出決算認定および2018年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定は、閉会中の決算審査特別委員会に付託されました。

質 問	答 弁
<p>1. 子どもの権利に関する施策の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度は相談窓口などを掲載したグッズを配布し、子どもと保護者に周知が広まった。相談窓口への相談、救済申し立ての状況、件数について近年の推移、子どもの権利相談の現状を伺う。</li> <li>・昨年度、周知啓発グッズとしてクリアファイルの配布、子ども会議の開催やニュースの発行など新しい取り組みが行われた。これによる周知啓発、認知度の広がりについてどのような認識か。</li> <li>・2017年の子どもに関する実態意識調査で、「パソコンや携帯電話を利用していない」の回答が少なからずあった。2018年の調査においても、「スマートフォン、携帯電話を全く使わない」という回答が198人。自宅に固定電話がない世帯が増えており、相談電話やメールができない子どもたちがいることが想定できる。すべての子どもたちが、思い立った時に相談窓口につながるよう、相談体制の整備拡充は急務と考えるが、見解を伺う。</li> <li>・巡回子どもの権利相談は、子どもが身近に相談できる場所の確保として実施されているとのことだが、児童センター以外の場所で実施している巡回先について伺う。</li> <li>・相談窓口が拡大されたことは評価するが、児童センターのない東部地区には相談窓口はない。児童センターの未整備地区での相談機会の確保について、これからどのように検討していくのか。</li> <li>・児童センターのない西の里や東部地区には、地域で民間と市民が協働して運営している交流サロンがある。巡回相談の場所としてそのようなスペースに出向くことも検討してはどうか。</li> <li>・8月に、子どもの権利条例のある札幌市、奈井江町、北広島市の子どもたちが参加した「3まち子ども交流」について、どのような交流が行われたのか、また今後の開催、参加について伺う。</li> <li>・子どもの権利条例がある他自治体とも連携して、北広島市主催の交流事業を企画していくことも、推進の取り組みの1つと考える。「3まち子ども交流」への参加継続と、道内の同じ条例のある自治体との交流事業の開催について、見解を伺う。</li> <li>・以前の一般質問において、「子どもの権利条例の出前講座等に救済委員もかかわっては」という提案に対し、「救済委員の皆さんとも検討したい」との答弁だった。救済委員の方が、子どもの権利巡回相談に同行するなど、多くの子どもたちと出会うことで、理解が深まり、頼れる相談先としての認知も広がるのでは。</li> <li>・相談現場を見て、訪れる子どもたちとのやりとりを把握することによって、よりよい対応策につながっていく。救済委員が巡回子どもの権利相談の現場へ出向くことについて改めて見解を伺う。</li> <li>・札幌市は、付属機関として札幌市子どもの権利委員会を設置し、子どもにかかわる分野の専門家の他に、高校生も募集して、15歳</li> </ul>	<p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利相談件数は、2016年度が35件、2017年度が29件、2018年度が15件。救済申し立ては、2013年度の救済委員会設置から昨年度までに2件あり、調整活動を行った。</li> <li>・巡回子ども権利相談で児童センターを訪問する周知活動の際に、「クリアファイルやキャラクターを見たことがある」「子どもの権利を知っている」等、子どもたちから反響がある。</li> <li>・子どもの権利相談については、電話やメール、市の子育てサイトからの相談フォームの他、面談による相談受付を行っている。子どもが身近に相談できる場所を確保するため、児童センターなどを巡回する「巡回子どもの権利相談」を実施している。</li> <li>・輪厚・大曲・北広島団地の3カ所の児童センターに加え、本年度はこれまで実施できていなかった西の里地区において、夏休み中に、2カ所の学童クラブ、西の里学童と西の里第3学童で巡回相談を実施した。</li> <li>・東部地区は、市役所子ども家庭課に相談員が常駐し相談を受けているが、子どもにとって行きやすい場所に巡回相談が来たほうが、相談がしやすいと考える。子どもが集まる場所での巡回先の拡大について検討する。</li> <li>・今後、民間や地域の皆さんで運営をされているサロン等にご協力をお願いすることも含めて、検討する。</li> <li>・本年8月に子どもの権利条例のある本市と札幌市、奈井江町の子ども32人が参加し、札幌市内の子ども・子育て支援複合施設や子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」などを見学し、「子どもにやさしいまち」をテーマに意見交換を行った。交流の内容は、9月1日発行の「子どもの権利ニュース」に掲載し、子どもたちや市民に周知した。</li> <li>・可能な範囲で参加をしていきたい。本市における開催については、他市の取り組み等を研究していく。</li> <li>・救済委員会においては、子どもの権利相談窓口へ寄せられたすべての相談について内容を検証しており、状況に応じ、直接相談対応にあたっている。また、9月1日発行の子どもの権利ニュースにおいて救済委員のコラムを顔写真付きで掲載し、今後も条例及び救済制度の普及・啓発に努める。</li> <li>・救済委員の活動について、巡回子ども権利相談への同行等については、救済委員が直接子どもと接し、子どもにも救済委員を知ってもらえる機会になると思うので、救済委員とも調整し検討する。</li> <li>・子どもの権利推進委員会の委員については、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野に識見を有する方と、公募市民から委嘱することとしており、公募にあたっては18歳</li> </ul>

<p>以上の子どもを含む市民で構成し、おとなと一緒に話している。本市の子どもの権利条例にある「意見を言い、参加する機会」として、北広島市子どもの権利推進委員会への高校生（子ども）の参加について、見解を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは保護されるだけの非力な存在ではない。子どもの権利推進計画や施策の実施について「考える場」に、高校生が参加することの検討をぜひ進めていただきたい。</li> <li>高知市では、「高知子どもファンド」を2012年に創設、子どもたちが自分たちのまちを見直す機会を提供するとともに、自ら提案する力と実行する力を育成している。本市の子どもの権利条例における参加する施策の推進として、「子どもたちによる、まちづくりの提案」を公募し、活動を支えるしくみを検討してはどうか。</li> <li>子どもの権利条例の周知が広がってきたが、子ども自身の生活にどう活用していくのかという理解には至っていない。子育て家庭をはじめ、周囲の大人への理解と周知にも取り組む必要がある。これからの子どもの権利の施策推進に向けての考えは。</li> </ul> <p><b>2. 子どもの生活実態調査を踏まえた支援策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の子どもの貧困対策は、2018年度に実施した子どもの生活実態調査の結果を基に支援策の検討が進められている。アンケート及び当事者の記述だけではわからない、子どもの生活実態や支援上の課題などを把握する支援者ヒアリング等の調査結果を受けて、本市の子育て世帯の実態をどのように認識しているか、また、支援策の検討経過や事業決定等のスケジュールについて伺う。</li> <li>保護者アンケート結果で「悩みや困り事の相談相手がいない」「立ち話をできるような人がいない」「用事がある時、不慮の事故等の際、子どもを頼める人がいない」という回答があり、孤立の実態が読み取れる。庁内部署を越えた横断的連携はもちろん、地域や民間事業等とつながる取り組みが急がれる。市長の見解は。</li> <li>保護者への質問で、子どものことで悩んでいることは、「子どもの不登校や引きこもり」という回答は46人。高等学校等の不登校は中途退学に至るケースも多く、社会的自立に影響することが懸念される。不登校及び引きこもりの状態にある児童生徒の数及び近年の傾向について伺う。</li> <li>子どもの居場所について、学習の支援、次いで遊びの支援のニーズが高い。食事の提供については近年、市内各地で、子どもや子育て世代、地域住民が気軽に立ち寄ることのできる、子ども食堂や共生型交流スペースが市民団体によって運営されている。このような事業の必要性和行政支援について市長の見解を伺う。</li> <li>子どもの支援策の検討にあたっては、民生委員、児童委員、子育て支援や学習塾を主催している事業者、団体、企業等とも調査結果を共有し、意見交換する機会を経て、反映していただきたい。また、支援策は子どもの行動エリアに合わせた校区単位とする、地域の実情にあった検討ができ、有効に活用されるのでは。</li> <li>札幌市北区麻生地域では、子どもが安心して遊んだり、集まったりする「場」や、若者が学んだり、働くための準備ができる場所等を掲載したマップを、地域団体と商店街が、作成配布している。本市の支援策について、子どもたちが見て理解できる配布物等の作成、インターネットで発信することで、子どもたちや子育て家庭に認知され、実際の支援につながると考えるが、見解を伺う。</li> </ul>	<p>以上の市民から募集した。高校生の参加、意見表明については、子ども会議の参加対象年齢の拡大や、会議における意見表明機会の方法について検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の委員の委嘱期間が令和4年度までとなっており、一定の期間があることから、この間に子ども会議における対象年齢の拡大や意見表明機会の工夫に努め、高校生の参加のあり方について検討する。</li> <li>子どもたちが自主的に企画・提案し行動するまちづくり活動等への支援については、他市の取り組み等について調査研究してまいりたい。</li> <li>子どもと大人相互の理解が深まることに関しては、子どもの視点に立って施策やまちづくりをすすめていくためには重要なことと考えている。今後においても、条例の目的でもある子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目標に、取り組みを進めていきたい。</li> </ul> <p><b>2.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態調査の結果から、母子世帯の状況や親子間の経済的な連鎖などの傾向が明らかになった。併せて実施した支援者ヒアリングから、障がい等を抱える世帯における子育ての困難さについて改めて認識した。引き続き、児童扶養手当、就学援助などの経済的支援、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、保護者への就労支援・生活支援など様々な支援と合わせ、必要な世帯が活用できるよう、個々に寄り添った相談支援などの取り組みを進めるとともに、調査結果の分析、国が年度内を目処に作成する新しい「子どもの貧困対策に関する大綱」の内容も踏まえ、来年度に向け必要な新たな支援策や計画の検討を進める。</li> <li>調査結果では、子どもについての相談相手がいないと回答した世帯が1.5%、子どもを預かってくれる人がいないと回答した世帯が10.6%となっており、引き続き家庭児童相談室や子育て包括ケアシステムなど、関係部局が連携し必要な支援につながるよう努めていく。</li> <li>不登校、引きこもりの状況についてだが、不登校児童生徒数については、平成28年度51名、平成29年度49名、平成30年度は53名となっており、ここ数年は横ばいの状況だ。</li> <li>支援者へのヒアリングでは、学習支援の場が子どものコミュニティとなっている実態があり、子どもの居場所についての必要性を認識している。児童センターや学習支援、放課後子ども教室の各事業が、目的に応じた運営に加え、子どもが安心して過ごし、人とつながることができる場としても機能している。これらの事業の継続と、情報の発信等、市民団体により運営されている取り組みへの支援について検討する。</li> <li>実態調査の結果については、各分野の有識者や関係者、公募委員により構成する子ども・子育て会議や子どもの権利推進委員会などにおいて報告した。今後の支援策等についても意見をいただくこととしている他、さまざまな機会を捉えて、子ども子育てにかかわる団体・事業者の方々と情報交換をしていきたい。</li> <li>本年7月に運用を開始した子育てアプリをはじめ、市の子育てサイトや子育てガイド、広報紙、各種パンフレット等、今後とも多様なツールを活用し情報発信に努める。</li> </ul>
---	---

## 北広島市 2019年第3回定例会市議会(9月9日~10月2日) 9月20日 一般質問 佐々木 百合香

質 問	答 弁
<p><b>1. 安心して暮らせるまちづくりについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除雪作業が困難な世帯に対し、玄関前から公道までを除雪する除雪サービス事業について。通路のみの除雪は自己負担なし、車庫の前などの置き換え除雪は自己負担7280円で利用可能だが、現状は。利用件数、除雪作業にあたっているボランティアなどの人数、除雪作業にあたる方に、いくら支払われているのか。</li> <li>排雪事業について。現在、自治会が市とのパートナーシップで生活道路を排雪している。2017年に補助基準額が改訂、自治会の負担額が1kmあたり26万円から30万円になる(2021年2月まで緩和措置)。各自治会の財政は厳しく、今後、高齢化で空き地・空き家が増加すると、排雪できない地域が出るかも。救急車両の通行も難しくなる。自治会の負担額を据え置きできないのか。</li> <li>雪堆積場について。市内にある共栄、西の里、大曲2か所(うち1か所は札幌市設置)の計4か所の雪堆積場の内、共栄の雪堆積場はボールパーク関連の工事開始後は使えなくなる。それぞれの雪堆積場の想定している搬入量と、実際の搬入量について、また、共栄の雪堆積場に代わる場所の選定はどの程度進んでいるか。</li> <li>地域除雪懇談会について。現在の北広島市雪対策基本計画(2012年策定)の計画期間は2021年までの概ね10年間。市民・業者・行政が情報を共有し、冬期間の快適な住環境を維持するため、地域除雪懇談会が位置づけられているが、除排雪の現状と課題は何か。また、次期の雪対策基本計画にどのように位置づけていくか。</li> <li>ボールパークに関わる工事が本格化する際に、会社が借り上げた部屋に技術者や作業員が住み、現場に通う可能性も考えられる。石狩市では会社がURの部屋を借り、従業員が住むというケースが出ている。部屋の借主と住んでいる人が違う、また、住人が短期間で入れ替わることもあり、ゴミ出しや除雪当番など、困りごとが出てくる可能性もある。URに限らず、市内に居住していただくことは歓迎だが、困りごとが出ない工夫が必要。企業や実際に住む人と、自治会などとの意思疎通が必要。見解を伺う。</li> <li>除雪サービスを利用する世帯が264世帯とのことだが、利用世帯はここ数年増加しているか。また、担い手の確保については。</li> <li>2014年の各自治会への排雪補助事業に関するアンケートでは、排雪費用の自治会負担を負担に思う・現状維持を望む自治会は40団体82%、費用が増額しても対応できる自治会は7団体14%。自治会から負担増に対応できないと相談を受けた際、拡幅除雪で道路幅を確保するとか、自治会の排雪費用の中でやり繰りするために排雪を入れない箇所をつくる等、個々の事情に応じてきめ細かく対応し、必要とされる道幅を確保する考えはあるか。</li> <li>共栄の雪堆積場は大きなウェートを占めているが、東の里遊水地に雪堆積場が移動した場合、今まで通り、民間の排雪業者も雪の搬入ができるのか心配する声もあるが、どうなのか。</li> <li>東の里遊水地へ向けて、雪の運搬車両が住宅地を抜けることが考えられる。地域への説明や安全確保のための対応が必要では。</li> </ul> <p><b>2. 北広島市の自然について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別天然記念物野幌原始林の追加指定区域には、私立幼稚園の森など、自然観察や自然の中での活動拠点として使われてきた場所も含まれている。6月22日の北海道新聞の記事によれば、文化庁は「北広島市が保存活用計画を策定してしっかり管理していくことで、環境への影響は最低限に抑えることができる」との見解を示しているが、保存活用計画の策定はいつ頃を予定しているのか。また、これまで通り園児たちが自然の中での活動を続けられる計画になるのか。また、策定に向けての準備はどのくらい進んでいるのか。</li> </ul>	<p><b>1.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度は通路の除雪は220世帯、置き換え除雪は44世帯が利用。除雪作業はボランティア51名のほか、除雪業者などが行っている。一軒当たりの委託料は通路の除雪は2万円、置き換え除雪は利用者の自己負担を合わせ3万4560円となっている。</li> <li>市道排雪支援事業は自治会と市が生活道路の排雪にかかる費用の2分の1をそれぞれ負担して行うことを原則として実施してきた。平成26年度の消費税増税や平成27年度の補助基準額改定による負担額の急激な増加を抑えるため、特例措置として負担額を減額しているところ。令和3年度より市の補助金等交付規則に基づく2分の1の負担に戻す予定で、特例措置の延長は難しい。</li> <li>本市で設置している雪堆積場の計画搬入量と実際の搬入量は、平成30年度実績では、共栄雪堆積場は36万立方メートルに対して約38万4千立方メートル、西の里雪堆積場は12万立方メートルに対して約7万立方メートル、大曲雪堆積場は36万立方メートルに対して約23万7千立方メートル。また、共栄雪堆積場に代わる雪堆積場としては、北海道開発局で整備中の東の里遊水地内などを使用する方向で検討している。</li> <li>地域除雪懇談会で頂いた課題の多くは、交差点の雪山対策や凍結路面对策、路上駐車対策等。これらの課題について、次期北広島市雪対策基本計画に重点施策などとして位置付けたいと考えている。</li> <li>産業活動や経済活動が活発になることにより、そこに介在するヒト・モノ・カネの移動が生じ、地域における消費の拡大や活性化につながるほか、地域を構成するコミュニティの一員としての新たな関係性が生まれることになる。自治会・町内会は住民同士のつながりや助け合いを大切にし、住みよい地域づくりのため、街路灯の維持管理やごみステーションの管理など様々な活動を行っており、滞在期間の長短に関わらず、新たにコミュニティの一員となった方々にも、地域活動や地域のルールをご理解いただくなど、顔の見える関係づくりが大切であると考えている。</li> <li>利用世帯数は、近年260世帯から270世帯を推移。また、除雪作業のボランティアの人数についても、ここ数年50名から60名程度を維持。今後も委託先である社会福祉協議会と連携をとりながら、ボランティアの確保に努める。</li> <li>自治会の方から排雪費を抑制するために路線の選定や拡幅除雪などの対応の要望があった場合には、現地の状況を確認し、できるだけ自治会の意向に沿えるよう努力してまいりたい。</li> <li>東の里遊水地内に造成する雪堆積場の容量については、基本的に共栄雪堆積場と同程度となるよう、容量を確保する。また、民間業者等の雪についても搬入可能となるよう、現在、関係機関と協議を進めている。</li> <li>雪堆積場への運搬ルートの沿線の自治会への説明等については来年の夏頃に周知の予定。また、安全対策として、塩カル散布によるツルツル路面对策や拡幅除雪や排雪による車道幅の確保など、現地の状況に応じて対策を講じる。</li> </ul> <p><b>2.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別天然記念物野幌原始林について本年6月21日の国の文化審議会の答申を受け、本年中に20ヘクタールが追加指定される見込み。指定後については、当該区域の現状把握が必要であることから、国や北海道教育委員会と協議し、同区域の調査を先行させる方向で検討を進め、その後に保存活用計画策定に着手したい。また、私立幼稚園が保有し、利用していた区域については、今後も活動を継続できるよう計画に位置づけてまいりたい。</li> </ul>

- ・追加指定区域の中には今シーズンまで畑だった土地も含まれているが、適切な植林など、人手をかけて管理することが計画されているのか。また保存活用計画の中でこの地点をどのように位置づけるか。
- ・従来から特別天然記念物だった区域、また追加指定になった区域に生息している動植物、昆虫などについて、何十年も前に調査したきりという項目もあり、十分な調査がなされていない。特別天然記念物野幌原始林に生息する生き物について改めて調査を予定しているか。
- ・環境基本計画について。札幌市が2018年3月に策定した環境基本計画には持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが盛り込まれている。地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策の推進を図るため、本市の新しい環境基本計画にSDGsの視点を盛り込む予定はあるか。
- ・緑の基本計画について。2018年4月、国土交通省都市局公園緑地・景観課から生物多様性に配慮した「緑の基本計画策定の手引き」が出ている。また、兵庫県姫路市では、兵庫生物多様性戦略により、生物多様性を守る取り組みを進めている。本市においても次回の緑の基本計画策定の際、生物多様性の視点や、市民が身近な自然の価値を再発見できるような手法を取り入れることが必要と考えるが、見解は。
- ・野生生物の移動について。哺乳類にとって隣の森に移動できる環境は、狭い地域だけで繁殖を続けていくと失われていく「遺伝子の多様性」を保つうえで重要。緑の基本計画に記されている「緑の軸」の重要性について、見解を伺う。
- ・緑の基本計画では、総合的な緑地の配置方針図において、JRから南側の森を「骨格的な緑」と位置付けている。ボールパークアクセス道路は、この地域を分断するように計画されている。新聞報道によれば、7月24日の北海道公共事業評価専門委員会では、自然環境への影響を懸念する意見が相次ぎ、事業を実施するのであれば、環境監視委員会の設置の必要性についても言及されている。最終的には、厳しい付帯意見をつけることで事業化は認められたが、この結果をどのように受け止めるのか。
- ・緑のまちづくり審議会、環境審議会のボールパーク構想に係る環境影響調査の会議録は非公開である。希少種のやりとりがされるのが理由だが、希少種が存在する情報は、本市の自然環境の豊かさを伝えること、自然を守りたいと願う市民感情を醸成するのに役立つ。「盗掘から希少種を守ること」と「希少種も生息するほどの本市の自然を発信すること」のバランスについて、見解は。
- ・国の指針において、各種計画の策定時には、SDGsの要素を最大限反映することが推奨されているとの答弁であった。今後、SDGsの要素を他の計画にも取り入れていくべきだと考えるが見解は。
- ・7月1日のボールパーク特別委員会で配布された資料、2ページの環境調査箇所について。西裏線の環境調査対象エリアが、それ以前のエリアより東側までカバーされている。調査期間は昨年7月から1年間だったことから、最後の1カ月程度で環境調査対象エリアが急に広がった理由は。また、広がったエリアに関して、どの項目についても十分な環境調査ができているのか。
- ・公共事業評価専門委員会での付帯意見についての見解を改めて伺う。大変厳しい意見が相次いでおり、まとめられる付帯意見も厳しいものになることが予想される。仮に環境監視委員会の設置を求められた時、どのように対応していくか。
- ・公共事業評価専門委員会の会議録で、委員との質疑において、エゾアカヤマアリのついて、「路線のど真ん中に巣があるようだ。この巣はどうするのか」と質疑され、道の担当者は、「専門家の意見も聞きながら可能であれば移植はするが、現地の状況を踏まえて対応していく」と答えている。委員からは、「可能であれば移植をするということは、可能ではなかったらどうするのか。つぶしてしまうと言っているのと同じだ」との発言が出ている。改めて昆虫を含む希少種の保全について、市の見解を伺う。

- ・保存活用計画の策定にあたって設置する、学識経験者等による策定委員会の中で検討してまいりたい。
- ・動植物の調査については、計画策定前に実施する調査の対象区域や方法などを検討するため、来年度、学識経験者等から意見を聴くための調査委員会を設置し検討したい。
- ・次期環境基本計画における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策等については、国の「持続可能な開発目標実施指針」において、自治体の各種計画の策定等にあたり、SDGsの要素を最大限反映することが推奨されている。また、現計画の計画期間が2020年度までとなっていることから次期計画の策定において、検討したい。
- ・緑の基本計画について、現在、アンケート調査の実施や緑のまちづくり審議会の開催など、2020年度の策定に向けた作業を進めており、生物多様性に配慮した取り組みについても検討している。
- ・緑の基本計画において、本市における特徴的な緑である国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森を「緑の軸」の骨格と位置付けている。市内の恵まれた緑は、地球温暖化の防止や野生生物の生息環境の形成、保水機能による災害の防止などに役立っており、今後も人の暮らしとの調和を図りながら、保全と活用に努めていかなければならないものとする。
- ・アクセス道路の整備については、北海道と協議を行いながら、自然環境への負荷を軽減するよう配慮していく。
- ・市内に生息する希少種等の情報については、北広島市環境基本条例第9条に基づく報告書として「北広島のかんきょう」を作成しており、その資料編において、レッドデータブックに掲載されている野生生物のうち市内に生息しているものを掲載し、情報の発信を行っている。今後も、環境調査の結果等に基づき情報を更新するとともに報告書を活用した環境学習等により環境保全意識の向上を促進していきたい。
- ・これまでも総合計画や各個別計画に基づき、教育、平和、人権、男女共同、経済、福祉などさまざまな施策に取り組んできた。まちづくりの最上位に位置付けられる次期総合計画の策定にあたって、SDGsの要素も取り入れていくことを考えていることから、各計画にもその視点は反映されると考える。
- ・西裏線のルートが変更となり、調査区域を拡大した箇所の調査について、調査着手直後に実施した昆虫類の調査は行わなかったが、現地の地形、状況などから判断し、調査済みの箇所と大きく変わらないと考えられることから、本調査結果に基づく保全措置により対応していく。今後、事業を進めていく中で、再調査の必要性が生じた時には、追加の調査を実施していく。
- ・環境に関する委員会等の設置については、対応について北海道と協議を行っていくが、道路の整備については、新球場の開業までの完成を目指して進めてまいりたい。
- ・本事業においては、重要種に対する影響を提言するよう、道路のルート選定を行っているところだが、エゾアカヤマアリの生息環境は計画道路区域以外も含め、周辺に複数存在していることから、道路整備による地域個体分への影響は小さいものとする。